

トライアル発注対象製品の募集について

募集

御社では、開発した新製品の販路開拓で壁にぶつかっていませんか。

鳥取県では、県内事業者の皆様がつくった優れた新製品を試行的に購入し、使って、評価を行うことにより販路開拓を支援する「鳥取県バックアップ型トライアル発注制度」を実施しています。

■トライアル発注対象製品等選定会議の開催日

令和3年11月24日(水)

■申込期限(令和3年度 第2回実施分)

11月4日(木)17時(必着)

※申請者が多数の場合、令和3年11月24日(水)、

令和3年11月25日(木)の2日間で開催

★ トライアル発注のメリット

御社の販路開拓を以下の方法で後押しします。

- 1 新製品を発注対象製品等登録簿、ホームページなど県のメディア等を通じて広くPRします。
- 2 「販売実績は？」との問いに答えられる「県からの受注実績」を作ります。
- 3 製品の改良に役立てていただくため、使用後の評価をフィードバックします。

★ 対象となる事業者・製品等

■応募できる方

- ・県内に事業所を有する事業者
- ※進出協定締結済み企業も可

※申請対象者になるかご不明な場合は担当者までお問い合わせください。

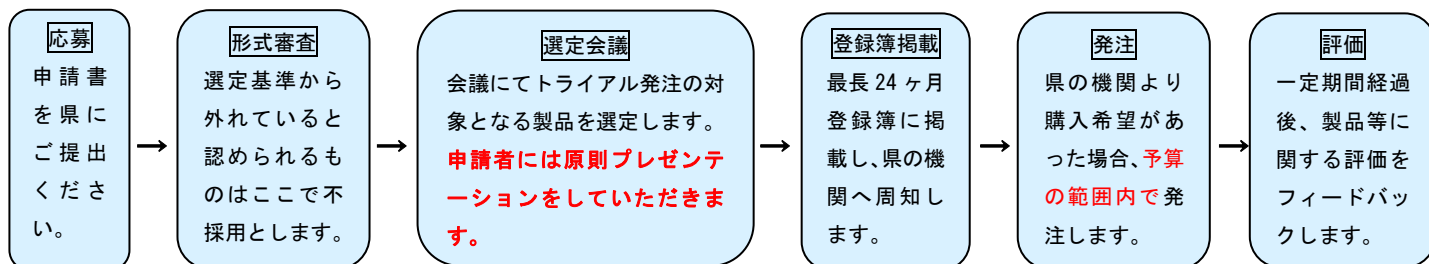
■対象となる製品等(以下の(1)及び(2)をいずれも満たすこと)

- (1) 物品、ソフトウェア、システム、技術のいずれかに該当するもの
※ただし、医薬品、化粧品、農水産物、食品、飲料等人が摂取するもの、公共事業での使用を想定するもの並びにこれまで採用された製品等の類似品は対象外
※発注額は100万円以内(消費税、設置費等含む)とする
- (2) 自社が県内で製造または開発するもの

★ トライアル発注対象製品の選定基準(全てを満たすこと)

- (1) 新規性及び独創性があること。
- (2) 市場での流通が十分でないものの、今後の市場性が見込まれること。
- (3) 技術の高度化、経営効率の向上、住民生活の利便の増進のいずれかに寄与すること。
- (4) 製品等に適用される法令等を遵守していること。
- (5) 県の機関における使用の可能性があるもの。

★ トライアル発注の流れ ※事業の行程は原則公開します。あらかじめご了承の上、ご応募ください。



※新型コロナウイルスの感染状況によっては、オンラインでのプレゼンテーションとなる場合がございます。

★ 応募方法

所定の申請書に係る書類を添えて、下記窓口までご提出ください。(郵送または持参)
なお、申請書のダウンロードやこの事業に関する詳しい内容は、以下のウェブサイトでご確認ください。
<https://www.pref.tottori.lg.jp/trial/> (鳥取県商工労働部のウェブサイト)

★ 申請・問合せ先

鳥取県商工労働部産業未来創造課(担当:安田)

電話:0857-26-7246 ファクシ:0857-26-8117

電子メール:sangyoumirai@pref.tottori.lg.jp

住所:〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220(本庁舎7階)